The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	天保改革と大坂の芸能統制 ： 『天保御改正録』所収文書をめぐって
Author(s)	中川, 桂
Citation	待兼山論叢. 美学篇. 1994, 28, p. 67-88
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/48235
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

天保改革と大坂の芸能統制

――『天保御改正録』所収文書をめぐって――

中川　桂

はじめに

近世期の芸能興行について考察する際には、それが公儀の統制下に行われており、公儀の政策によって様々な影響を受けた点を見逃してはならないと思われるが、中でもいわゆる天保改革は、芸能興行に多大な影響を及ぼしている。天保改革は奢侈禁止・風俗粛正を図って庶民生活を統制し、幕政を立て直そうとしたもので、芸能興行もそうした面で取締の対象とされたのである。

歌舞伎・人形浄瑠璃に代表される大坂の芝居が、この天保改革においてどのような影響を受けたかについては、近年では、南和男氏や田中豊氏の論文によっておおよその把握がなされている（南和男氏「天保改革と歌舞伎取り締り――三都と遠国奉行支配地を中心として――」〔西山松之助先生古稀記念会編『江戸の芸能と文化』吉川弘文館〕。田中豊氏「芸能と風俗」〔『新修大阪市史』第四巻、第四章第六節〕。本稿では、従来紹介されていない、大阪

府立中之島図書館蔵の『天保御改正録』中の一文書（全10丁。以下「御改正録文書」と表記）を中心に、大阪天満宮所蔵の触書等にも拠りながら改革時の経過を整理し、さらに「御改正録文書」に現れる諸名代（なだい）の変遷から、近世中・後期の大坂芸能界の動きの一端を辿ってみたい。

なお、『天保御改正録』は全四冊に及ぶ、天保改革時に大坂で出された触書の写しの集成である。このうち芸能関連の触書のほとんどは、既に『大阪市史』に収載されているが、今回取り上げる「御改正録文書」のみ『大阪市史』には収められていない。写しであるためか名代の人名などにやや誤りが見受けられるが、貴重な史料と認められるので、本稿末に、原形通りに全文の翻刻を掲げた。

また、これとは別に「木谷傳次郎氏蔵　古書類」としてまとめられた数点の文書が、大阪市史編纂所蔵の『雑綴』中に収められており、この中に「御改正録文書」と同様の触書を基に写されたと見られるものが伝存する。内容は「御改正録文書」に比して甚だ簡略であるが、これには「御改正録文書」が欠く発布日時が記されている。

一　各芝居の存廃状況

まず、この改革下における、歌舞伎を始めとする諸芸能への規制を辿っておきたい。

幕府の諸政策は基本的に江戸から発し、それが京都・大坂へも通達されるケースが多かったといえるが、芝居関係については、まず江戸で天保十二年（一八四一）の暮れ、それまで木挽町・堺町・葺屋町に位置していた歌舞伎の三座が、火災を契機に郊外の猿若町に強制移転となり、新たな芝居町が形成された、という出来事が一連の興行規制の発端といえる。また寺社境内の芝居は同十三年九月以降、次々に取り払いを命じられ、中絶中の小屋の再興

も禁じられるなど、[1]種々の制約を課せられている。この折に役者に対しても厳格な統制がなされ、役者の芝居町への集住や一般人との交際を禁じる触れが出されるなど、身分的な差別を含めて様々な制約が課せられた。

芸能粛正の基本方策は上方へも通達され、芝居興行が制約されることとなる。以下、大坂における芸能関連の触れを、順を追って見ていくことにする。

天保十三年の四月十六日に、浄瑠璃会・見世物・芝居等への諸注意がなされている（『大阪市史』第四下、達二〇二四）。ここでは、

・町家において小見世物同様に、浄瑠璃や軍書講釈・咄等の類を奉行所に無断で開催すること。

・寺社の境内等で、女性を交えた芸能を行ったり、歌舞伎狂言同様の内容を催すこと。

等を禁じている。この段階ではおおまかな諸注意に止まっていることに留意しておきたい。そして五月に入ってから、各々の興行地など具体的な措置が取られていくことになる。

五月十二日には、身に過ぎた行いを禁止するとの方向から、役者をはじめ浄瑠璃語り・三味線弾き・その他鳴物渡世や人形遣いなど芝居掛りの者が、町在に土地を所有することや、芝居外の日常生活では裃の着用を禁じる触書が出された（同・**触**五四七九）。

そしてこの月、大坂に存在した道頓堀・各新地・寺社境内の芝居の存廃と、近世初期からこの時点まで連綿と続いていた浄瑠璃・舞・説経の諸名代の廃止が決定される。このうち諸芝居小屋・能舞台・相撲場を一括して、その据え置き分と廃止分を示したのが、『天保御改正録』所収の文書である。

ここで据え置きとされたのは道頓堀に位置する芝居のうち角、中、若太夫、竹田、筑後（この当時は一般には大

西芝居と称される）の五座と堀江市之側西側芝居、堀江荒木芝居（実際は天満天神芝居）、曽根崎新地三町持芝居の計八か所であった。

大坂には公許の芝居として、道頓堀の芝居のほかに、各新地に土地繁盛の助成を目的として、能舞台や茶屋株と共に認められた芝居株があった。これは当該新地以外の場所で芝居の興行がなされる際に、貸借されることがあったのである。大坂の新地には、許可年代順に安治川（堂島）新地二座、堀江新地三座、曽根崎新地に芝居二座・小芝居一座、難波新地に二座の芝居が認められていた。据え置きとされた新地芝居のうち、堀江市之側西側芝居と曽根崎新地三町持芝居は各々の場所で機能していたものであるが、荒木芝居については、少々性格が異なっている。

「御改正録文書」には、荒木芝居の項に次のような但し書きがある。

東天満助成之ため去ル戌年願済之上、右荒木芝居矢倉を天満郷中へ借り請、右を以同所天神社地ニおゐて芝居小家取補理有之候。

この芝居は元来は堀江新地に認められたものの一であるが、文政年間以降は中絶していた。それを、天保年間に発生した二度の火災によって荒廃していたため、土地復興策の一として芝居の誘致を計画した天満郷が、天保十年（一八三九）に芝居櫓を借り受けて天満天神の境内に芝居を設けたのである（文中には「戌年」とあるが、正しくは亥年〔天保十年〕である）。設置場所は社寺の境内なのだが、新地の芝居櫓を借り受けており、公許芝居としての性格を有していたことに注意しておきたい。

一方、廃止となったのは道頓堀の角丸、亀屋、大西の各芝居を始め堀江市之側新芝居、安治川の二芝居、曽根崎

新地の三町持芝居と小芝居、難波新地の芝居二か所、子供小芝居（場所不記）の計十一か所。そして浄瑠璃名代四株、舞太夫名代四株、説経太夫名代二株もこの時点で廃絶となった。この史料からは他の触書同様、歌舞伎を始めとする諸芝居と能、相撲を「官許」というレベルで同列に扱っており、大坂では芝居小屋・能舞台・相撲場の処置をまとめて実施したことが分かる。この扱いは、江戸とは異なった大坂の特徴である。そのため、芝居小屋に関しては道頓堀の芝居と各新地の芝居への言及に止まっており、名目上は恒常的な興行を認めておらず、興行のたびごとに許可を与える形式であった寺社境内の芝居については、別扱いということでこの触書では対象外となっている。なお、この触書が通達された日時であるが、「御改正録文書」には「天保十三年五月」とのみあり、日付は確認できない。一方、『雑綴』所収の触書写には「右之通今十三日申渡事」とあって月が記されていないが、双方の記述から、通達されたのは五月十三日と考えられる。

続いて、同月中に寺社境内の芝居への対応が実施される。天保改革においては、大坂に存在した宮地の芝居は、さきの天満社内荒木芝居を除き、すべて取り払いとなった。その通達は五月二十一日付で、対象となっているのは座摩社、天満天神社、上難波仁徳天皇社（博労稲荷）、御霊社、西高津仁徳天皇社の五社である（この件に関しては、青木繁氏「大坂における天保改革令の寺社内芝居への干渉――大坂天満宮の場合を中心に――」〔『芸能史研究』一二五号〕に詳しい）。これらの神社のうち西高津社を除く四社は当時の宮地芝居の中心的な場所であり、これら以外に頻繁に芝居を催している大坂の寺社は考え難いので、五社へ宛てた通達ではあるが、実質的には大坂の宮地芝居の一掃が図られたものといえる。文面は次の通りである。

被仰渡御請證文之事

（中略…五社宛）

其方共社内ニ有之小家掛之儀ハ、兼而願出有之通堀立柱縄搦筵葭簀囲ひ、全手軽之小家ニ而、講釈或ハ小見せ物興行可致処、年月相立、最前願出候趣意致忘却、いつとなく手重之普請いたし、芝居同様之儀いたし候趣相聞候ニ付、右芝居小家者早々取拂申付候

右被仰渡之趣一同承知仕、早々取拂候様可仕候。仍而御請證文如件

南渡辺町

天保十三年　　座摩社

壬寅五月廿一日　　社務印

外四ヶ所連印

御奉行所

（大阪天満宮蔵「小屋掛縮請書」）

もともと寺社境内の芝居は恒常的なものではなく、軽便な小屋で講釈や小見世物を興行するべきところを、元来の趣意を忘れて本格的な普請をし、芝居同様の芸を行うに至っているため、芝居小屋は早々に取り払いを申し付ける、というものである。「御改正録文書」の通達が五月十三日と見做されるので、公許の芝居である道頓堀芝居・新地芝居への規制が先に出され、それに続いて宮地芝居の停止が五月二十一日に命ぜられたということになる。

四月段階では、諸芸能への大まかな注意がなされ、これがまず江戸で出された、芸能に対する規制の強化を大坂

でも実行するという方針を知らしむるためのものであった。そして五月に、大坂における具体的対応として、道頓堀・新地の芝居と能舞台・相撲場の存続分を指示し、それ以外の、既に実態を伴っていなかった諸名代を廃止して、さらに殷賑を見せていたものの公許の扱いではなかった宮地芝居を切り捨てた、という経過になる。その基本方針は、「御改正録文書」の前文にも記されているところであるが、つまり公許芝居の扱いは、興行中のものについては従来通り存続とし、それ以外の、諸権利者が既に退転しているものや、たとえ櫓主などが継続されていても実態を伴っていないものについてはこの時点で廃止とする、というもので、いわば現状追認を基本的な方針としていた、といってよいであろう。

右の一連の処置に明らかなのは、芝居小屋をその立地から道頓堀芝居・新地芝居・宮地芝居という区分でとらえていることである。従来、大坂の、特に歌舞伎については、そのランク分けとして大芝居・中ゥ芝居・子供芝居という、役者の格による分類があり、それを基にした研究がなされてきた。これは番付や絵尽し等に基づくもので、芸態研究にとっては有効なものではあろうが、中ゥ・子供芝居役者の混交や、格付けが区別しがたい劇場もあったことが、当時の史料にもみえており、この分類は必ずしも実状に合ったものとは言えないようである（例えば堀江新地の芝居において、大芝居が上演される場合もあれば中ゥ芝居がかかることもあったのである）。また、この分類は歌舞伎芝居に限ったものであるため、人形浄瑠璃も含めた芝居全体を対象とする場合には不都合も生じるはずである。一方、興行の研究においては、芝居小屋の立地によって、道頓堀芝居・新地芝居・宮地芝居と三区分するのが普通であるが、これは芝居小屋に対する公儀の取り扱いとも合致しており、研究内容によっては、役者の格に基づく分類のほかに、この区分の視点も必要になるのではないかと考える。

以上のような芝居の立地に基づく処置がとられた結果、この改革で存続を認められたのが、道頓堀と新地の芝居であったということになる。なお宮地芝居については、正徳四年（一七一四）にも三都で一掃された前例があるのだが、翌五年正月刊の評判記『役者懐世帯』冒頭の「大坂五芝居惣役者目録」には、道頓堀の芝居と並んで曽根崎新地の芝居が挙げられており、この時も新地の芝居小屋では引き続いて興行がなされていたことが確認される。

これらの措置に続いて、七月十八日には国々城下社地での旅芝居が禁じられた（**触**五五〇二）。また同月二十五日には道頓堀等への諸芝居に関わる芸能者・諸名代への取締が通達され（**達**二〇五一）、給金の制限のほか、役者の居住地を道頓堀に限り[2]、また市中を往来する際には編笠を着用すること、一般人に立ち交じらぬようにすることなど細かな制限がつけられている。

二　寄席芸統制の実態

芝居小屋への処置がとられた後、この年、天保十三年の八月二十日には、寺社境内での「小見世物」と称される咄・講釈など寄席芸能への対応が通達されている（大阪天満宮蔵の文書による）。この触書では九か所の社寺に対し、業種を神道講釈・心学・軍書講談・昔噺の四種に制限した上で、寄席芸の興行に許可を与えている。なお九社寺とは生国魂（生玉）社・座摩社・天満天神・上難波町仁徳天皇社（博労稲荷）・御霊社・玉造稲荷・堀江和光寺・法善寺・西高津町仁徳天皇社である。女性の出演と、鳴り物を交えることを禁じており、純粋な語り芸のみを許可しようとの姿勢である。これは江戸において、女浄瑠璃への警戒から寄席芸能への制限がなされた際の、基本的な方針を踏襲したものである。

八月に寺社境内における寄席への対策が決定された後、十一月に今度は市中での対応が定められた。十一月二十八日付の口達（達二〇七三）では、市中の小見世物興行についても芸内容を前掲の四種に限定し、女性と鳴り物も寺社地と同様に締め出している。そして四業を催す際も、先だって四月十六日付で触れ渡した通り、その度ごとに奉行所へ届けを出すように、との内容である。この文面による限り、市中の寄席については数的な制限はなかったもののようである。

ここで天保改革時の江戸と大坂の寄席統制について少し整理しておくと、江戸では天保十三年二月に、まず市中の寄席を十五軒に限り、業種を四種に制限した。続いて五月、寺社境内の寄席を九軒と定め、同様に内容を四種のみとしている。一方、大坂では江戸の基本方針に倣い、まず寺社境内の寄席に関して小屋の据え置きを認める九か所を指定し、業種を制限した。その後、市中の寄席興行を四種に限り、興行ごとの届け出を義務づけているが、軒数を制限した記録は見いだせない。以上から大坂の特徴として、基本的には江戸に追従した寄席対策を行っているものの江戸ほどの厳しさはなく、また寺社地の寄席から取締の対象としていることが指摘できよう。これは市中の寄席が中心であった江戸に対して、大坂の寄席は寺社地を本拠としていたことに由来する対応の違いと考えられる。なお、江戸の寄席制限では、市中・寺社境内各々において寄席小屋数が限定されたのに対し、大坂では興行を認める九社寺を指示しただけで小屋数には触れておらず、そのため一社寺の境内に複数の寄席小屋が立ち並ぶということも可能であった。その事実を示す史料も残されている。(3)

これにより、大坂でも興行が許されるのは、江戸と同じくさきの神道講釈・軍書講談・心学・昔噺の四種のみとなったわけだが、その他の諸芸能については、十二月二十八日に特定の場所に限りその営業を許可することとなっ

た（**達二〇八六**）。その口達のうち当該部分は次のようである。

難波新地続野側并西横堀流末新築地之義ハ、地味悪敷、作物生立不宜、或ハ家建等自力及兼、追々小見世もの小屋等ニ地所貸渡、助成ニ致し来候趣等聞候間、以来右貳ヶ所ニ限り、前書四業之外、類業相催候儀不苦候、

すなわち、難波新地と西横堀の開拓地二か所に限っては、その土地の繁栄のため、四種以外の芸能を行ってもよいとの通達である。以後、この二か所は諸芸能や見世物の小屋が林立し、寺社地から追われた人形浄瑠璃も西横堀へ移ってくるなどして、天保改革以降は大坂の代表的な芸能空間として賑わうことになる。

三　新地・宮地芝居の復活まで

さて、天保十三年には道頓堀の五座とともに興行継続を許された新地芝居であったが、翌十四年になると、改めて新地格の芝居小屋も取り払いとなった。その直接史料は今のところ管見に入っていないが、例えば当時の見聞録『浮世の有様』（『日本庶民生活史料集成』第十一巻、三一書房）の天保十四年の記事に以下のように記されている。

昨年大坂中にて、芝居の数相定り、道頓堀の外、堀江市側の芝居、北新地の芝居、天満天神社内の芝居此三ヶ所は御免を蒙りて、これまて興行いたし居候所、今度三ヶ所共芝居取払被仰付、右に付重たる役者共は、道頓堀にて芝居に抱へ人もあれとも、上手ならざる役者をは、更に抱へる人なし。されはとて、これ迄の如く、夷中の挙もなりかたく、三都の外にて芝居興行なりかたきにそ、八月上旬に至り、役者共百二十人申合、役者を

は相止め、何也共外商売をいたし度旨、御奉行所へ願ひ出しにそ、神妙の事也。左様にいたすへしと御聞届にて、一人へ扇子二本つゝ下されしと云（後略）。

前年度に芝居が道頓堀と各新地に限定された際、奉行所側にあったのは芝居の特定空間への囲い込みという発想であり、これは江戸と同様に役者と一般人との交流を断って風俗粛正を図ろうとしたものであるが、芝居関係者を道頓堀に集住させるとの法令が順守された場合、当然道頓堀以外の芝居には問題が生じることとなる。南和男氏が「天保改革と歌舞伎取り締り」の中で引用している、天保十四年正月の大坂西町奉行阿部遠江守から老中水野忠邦宛の伺書の中に、次のような内容が記されている。

一、（略）此度江戸木挽町狂言座権之助芝居猿若町江替地相成候趣ニ付、当表之儀も役者共住所、道頓堀ゟ堀江或は天満芝居江日々相通候而は、往々不取締之基ニ付、道頓堀江替地申付候方ニも可有之哉と心付候得共、左候而は夫々土地助成之廉取失、其上道頓堀ニ相応之場所も無之候付猶又勘弁仕、以来右両所芝居之儀、人形取交候浄瑠璃其外右類業相催候儀は格別、三都歌舞伎役者共抱入狂言座興行致し候儀不相成旨申渡差止候様可仕候哉

一、大坂曽根崎新地之儀も、宝永年中開発之節、助成之ため芝居櫓三ヶ所差免、右之内弐ヶ所は当時芝居小屋無之、残壱ヶ所ニ而興行仕来候処前同様之趣意ニ付、是又以来狂言座興行差止候様可仕候哉

つまり、道頓堀以外の地での芝居興行を許すことになると、一項めの箇条で触れられているごとく、役者たちが、

居住地と定めた道頓堀から堀江や天満の芝居に通うことになる。これでは芝居からの悪しき風俗が一般に影響することを避けるために芸能空間を限定しようとした一連の政策が徹底されない。そのためそれらの芝居を道頓堀へ引き移す案が考慮されたりしているが、この伺書が提出された天保十四年正月の段階では、それでは各土地助成という狙いも失われてしまうので、人形浄瑠璃や類業のみ認めることとして歌舞伎興行は差し止めてはどうか、という見解になっている。その後の細かな経緯は不明であるが、結果としては公儀は、土地助成よりも風俗粛正を優先させ、この年のうちに堀江・天満・曽根崎の芝居を取り払ったのである。

これを要するに、天保十三・十四年の二年間に亙る大坂での芝居小屋規制の経緯は、まず当初は、遊楽空間として設定した道頓堀の公許芝居と、新地助成のため櫓を認めた新地芝居のうち幾つかは残存とし、宮地の芝居は一掃したが、翌年になって道頓堀への囲い込み徹底を図るため、いったんは残した新地の芝居を、土地助成の名目を切り捨てて廃止した、ということになる。

このような新地・宮地芝居の取り払いが法的に解除されるのは、安政四年（一八五七）十二月二十二日のことになる。それを伝えるのが次の触書である（**触**六一四二）。

市中為繁栄、諸興行物并茶屋差免之事

此度市中為繁栄、曾根崎新地・堀江・天満郷等江新規芝居小屋壹ヶ所ツヽ、并三郷通用ニ而能舞台相撲櫓壹ヶ所ツヽ差免候、追而場所取極、右芝居ニ而芸業之義ハ、操座・浄瑠理・舞大夫・説経座等之内興行申付候、

（中略）

一当表寺社境内ニ前々有来候芝居小屋、先達而為取払候処、此度生玉・座摩・天満天神社・上難波町仁徳天皇社・御霊社・玉造稲荷社・堀江和光寺・難波村法善寺・高津社等境内ニ而、全堀込柱繩からみ小屋ニ而、操座・浄瑠理・説経座等之内興行新規差免候、

右之條々今般江戸表ゟ御下知を以申渡候、

右之趣三郷町中不洩様可触知者也

新地芝居については、天保十四年に撤去した三か所に対して再び許可を与えている。また宮地芝居の許可に関しては、この触が出されたころには芝居が徐々に復活していたので、名目的な要素が強いのだが、ここで芝居小屋の設置を許可されている九寺社が、天保十三年八月に小見世物小屋を許された箇所と全く同じであることは注目してよいだろう。ここには生玉社をはじめ、実際この当時には芸能興行が盛んではなかった場所も含まれているのだが、これは、これらの地が実情とは無関係に公儀が指定した場所であることを示している。

また、この触書に見られる新地・宮地芝居の認可場所にせよ、また芸内容として挙げている「操座・浄瑠理・舞大夫・説経座」という種目にせよ、やはりこれが天保度の改革を念頭に置いたものであることが読み取れる。「市中繁栄」は決して新たな殷賑を狙ったものではなく、取り払い前の状況の回復を図らんとしたものなのである。

このように、宮地での芸能興行は、実際には禁令が弛緩していた面もあったものの、ともかく、翌安政五年には阿弥陀池和光寺と座摩社で人形浄瑠璃が復活するなど、寺社境内は再び芝居の賑わいを取り戻すこととなる。

四　「御改正録文書」にみられる諸名代の経緯

天保十三年の時点で、各種の名代はその存廃が分かれることになったわけだが、ここでは「御改正録文書」に記されている各種の名代について、その初期からの経緯を簡単に見ていくことにしたい。

芝居への権利の付与が大坂で初めて行われたのは、承応元年（一六五二）のことである。「浪花文庫」（『大阪編年史』五巻所収）によれば、この年に次の三名代が許可されている。

一、大坂名代　道頓堀吉左衛門中之芝居　塩屋九郎右衛門
一、同　立慶町角之芝居　大坂太左衛門
一、同　吉左衛門町大西芝居　松本名左衛門

この後、承応から寛文年間にかけて、歌舞伎をはじめ浄瑠璃、説経、舞などの諸名代が許可されていったようである。

歌舞伎や浄瑠璃などの大坂の諸名代がまとめて記されている最初の史料は、管見では延宝七年（一六七九）三月刊の『難波雀』（大阪府立中之島図書館蔵。以下①と記す）である。「歌舞伎座」の項に芝居小屋名は記さず、（松本）名左衛門、（塩屋）九郎右衛門、（大坂）太左衛門、（大和屋）甚兵衛、（河内屋）与八郎の五名が挙げられている。この名代五株は延享五年（一七四八）刊の『難波丸綱目』（中尾松泉堂書店。同③）では、与八郎が抜けて塩屋九左衛門が加わった五名となっている。また、宝暦十二年（一七六二）刊の『歌舞妓事始』（芸能史研究会編

『日本庶民文化史料集成』第六巻・歌舞伎〔三一書房〕所収。同④）の「大坂芝居名代并矢倉株」には河内屋与八郎について次のようにある。

此名代已前ハ浜芝居也。与八郎名代勘三郎といふもの譲りうけ夫より江戸へ下り生死しれず。是より此名代なし。

つまり、延享年間までに、与八郎を除いた五名代が定まったことになる。与八郎の名代が途切れた時期は明瞭でないが、天保十三年の時点で存続を許された道頓堀芝居の五名代は、延宝以後、延享までの段階で確立したと見られそうである。

次に浄瑠璃の名代を追ってみたい。①の「浄瑠璃座」に挙げられているのは、（伊藤）出羽、播磨、（大坂）次郎兵衛、虎屋源太夫の四名であるが、延宝七年五月板の『増補難波雀』（東京都立中央図書館蔵、ここでは中之島図書館蔵の複写本による。同②）にはこれに「上野　木や七兵へ」と宇兵衛が加わり六名となっており、以後の史料からみても、この六株というのが浄瑠璃名代の最大限といえる。③の「浄留利太夫名代」には竹本義太夫、豊竹越前が加わって播磨と上野が抜けた六株が示されている。④の「大坂浄瑠璃操名代」は各々の変遷に僅かながらも触れているので、一部を以下に引用しよう。

一、同　　虎屋長右衛門　今源太夫
一、同　　出羽　後信濃　今又出羽

一、同　　大和　今筑後
一、同　　上野　今越前

これより②の「上野　木や七兵へ」の株が、延享年間までには豊竹越前名義となり、以後天保期まで経過したことが知られる。一方、三項めの「大和　今筑後」という名義はこれが初出であり、十八世紀半ばにもまだ浄瑠璃名代は移動があったもののようである。そして「御改正録文書」に記された浄瑠璃名代について見ると、宇兵衛の名代で興行していた大西芝居が廃止となっているほか、名代主の名義のみが継続されていた竹本義太夫・豊竹越前、すでに継承者が絶えていた伊藤出羽・次郎兵衛の四株もこの時点で打ち切りとなっている(残る一株は記載がない)。

舞・説経の名代についても見ておくと、①に見られる「舞座」は又太夫、兵太夫、市太夫の三株、「説経」は与七郎の一株であるが、②では説経に七太夫が加わり二株となっている。③の「舞太夫名代」には金太夫が加わって四株となり、延享年間までには舞・説経の名代が出揃ったことが確認されるものの、③において名代主が継続されているのは兵太夫と与七郎のみであり、他の四株は「此名代主無之」とあって、十八世紀半ばには舞・説経が既に廃れてきている様子が読みとれる。「御改正録文書」の段階では、名代が継続されているのは舞の兵太夫・金太夫のみで、他はすべて既に退転となっており、この時点で舞・説経の名代が一掃されたのも順当な結果といえる。

むすび

以上に見られるような諸名代の変遷は、江戸時代も初期の、道頓堀が次第に芝居町として活気を帯びてきたころ

に次々と許可された、歌舞伎を始めとする舞・説経・からくりなど様々な芸能の諸名代が、江戸の中期から後期を経て、その種目も次第に淘汰され、変容していった様子の一端を表したものといえる。こうした変容については、十九世紀以降の宮地芝居の台頭も見逃せない要因であろう。天保改革の時点では浄瑠璃株が衰退しているが、それは人形浄瑠璃が公儀の名代を必要としない宮地芝居で次第に盛んとなり、興行の中心が道頓堀から宮地や新地の小屋に移ったためで、天保年間の浄瑠璃名代の実態は当時の興行の実情を反映したものといえるだろう。「御改正録文書」に示された諸名代の存続と廃止も、近世後期のそのような状況を表す一資料といえるのではあるまいか。

なお、「御改正録文書」には、天保十三年当時の名代・芝居主等の諸権利所有者について興味深い記録も記されている。特に道頓堀芝居については当時の興行機構を知る上でも貴重な史料と思われるが、こうした点についてはこれまでの研究でも十分に整理されておらず、残念ながら現時点では「御改正録文書」に記された興行上の諸権利について十分に分析することができない。この点は近世大坂の興行研究の大きな問題と思われるので、本格的な検討は別の機会に譲ることにしたい。

注

（1）この直接史料は目にしておらず、ここは南氏論文、守屋毅氏『近世芸能興行史の研究』（弘文堂）による。

（2）翌天保十四年十一月に、元伏見坂町・難波新地一丁目の二か所を、改めて役者・人形遣いなどの居住地に定めている（『大阪市史』第四下、触五六〇二）。

（3）大阪天満宮蔵「小屋掛縮請書」に小屋ごとの届出が整理されているほか、「浪華の賑ひ」（『日本名所風俗図会』十巻、角川書店）にもいくつかの社寺に軍書講釈・昔噺の小屋があった様子が書かれている。

（大学院後期課程学生）

【翻刻：『天保御改正録』所収文書】

差上申御請証文之事

一、大坂表之儀ハ諸国雑人多入込候場所ニ而、歌舞妓狂言・浄瑠理等之儀ハ愚昧之世俗を勧善懲悪之趣意も有之、其上金銀融通之一ト廉与者乍申、先前右様之品数多差免し候より、右ニ引連遊手空民も多相成土地之風儀ニ拘り候儀ニ付、此度格別之御改正之儀ニ付、当時興行仕来候芝居・相撲矢倉名代・能舞台又者此節右舞台取繕中等之分ハ唯今迄之通据置、其餘矢倉主・名代迄退転いたし候分ハ勿論、たとへ右之類斗連綿いたし候共不繁昌ニ而小家無之、中絶同然ニ相成候分減切申付候。此後右ヶ所品数左之通可心得候。

名代大坂屋[マヽ]太左衛門　新淡路町
一、立慶町角芝居　矢倉主　亀屋伊兵衛
天満伊勢町
名代　茶屋吉右衛門
小家主

名代大和屋甚兵衛　立慶町　淡路屋吉三郎
一、同所若太夫芝居　矢倉主　同居里の
同町　淡路屋つる
小家主　代判清七
玉造岡山町
名代　升屋五兵衛

名代塩屋九右衛門[マヽ]　西高津新地七丁目
一、同所竹田芝居　名代　和泉屋治右衛門
富島弐丁目
矢倉主　大和屋又左衛門

名代塩屋九右衛門[マヽ]　高麗橋壱丁目
一、吉左衛門町中芝居　芝居主　島屋
矢倉主
名代　藤兵衛

名代松本名左衛門　新淡路町
一、同所筑後芝居　芝居主
矢倉主　亀屋伊兵衛
名代

順慶町五丁目
　金屋六右衛門
芝居主　同居　善三郎
　幼少ニ付
　代判幸助
長堀橋本町
矢倉主　大和屋清兵衛
御池通弐丁目
名代
支配人　塩屋喜右衛門

前々ゟ名代無之候
一、御池通弐丁目
　市之側西側芝居

橋通壱丁目
矢倉主　播磨屋喜兵衛
天満伊勢町
小家主　加茂屋源兵衛
天満郷中惣代
同所天神筋町
借り主　伊賀屋半兵衛
　地主支配人

名代荒木与次兵衛
一、同所四丁目
　荒木芝居

但、
東天満助成之ため去ル戌年[1ヶ年]願済之上、右荒木芝居矢倉を天満郷中へ借り請、右を以同所天神社地ニおゐて芝居小家取補理有之候。

橋通壱丁目
一、能舞台
　堀江郷中ニ相応之場所無之候ニ付、文政十一子年願済之上、当時天満楢村屋敷明地面ニ而舞台取補理有之候。

堀江郷中年番
持主　年寄
天満楢村屋敷
借り主　坂野屋太助

曽根崎新地壱丁目
　平野屋清助
同所弐丁目
　岡本屋右兵衛
同所三丁目
　薬屋和七郎

一、曽根崎新地
　三町持芝居

堀江郷中年番
　年寄

一、堀江郷中持相撲

幸町壱丁目小橋屋
勘左衛門借家
　住吉屋和助
　同居
矢倉主　安三郎

一、難波新地相撲
　願主三町年寄

一、能舞台　南久太郎町壱丁目
　　能太夫　古春左衛門
　但、右能舞台之儀者先代左衛門依願
　　差免シ。

右ロ々者当時夫々興行仕来、又者能舞台
取繕中之分者此後も只今迄之通据置候。

名代大和屋小三郎
一、立慶町角丸芝居　玉造上清水町
　　矢倉主　綿屋三吉

一、亀屋芝居　立慶町
　　名代　備前屋
　　矢倉主　藤右衛門

名代宇兵衛
一、吉左衛門町大西芝居　惣右衛門町小山屋新六
　　借家竹田縫之助事
　　名代　岩田屋
　　矢倉主　縫之助

一、御池通弐丁目　御池通三丁目
　市之側新芝居　矢倉主　木屋利右衛門

一、能舞台弐ケ所　堀江郷中年番
　堀江郷中持　矢倉主　年寄

前々ゟ名代無之候
一、安治川上壱丁目芝居　安治川上壱丁目
　　矢倉主　年寄

同断
一、同　上弐丁目芝居　同　上弐丁目
　　矢倉主　年寄

一、曽根崎新地三町持芝居　曽根崎新地三町
　　矢倉主　年寄

一、同新地持小芝居　同三丁目
　　小家主　大和屋久右衛門

一、子供小芝居　立慶町
　　名代　大和屋兵右衛門

浄瑠理太夫元名代　北久太郎町壱丁目
一、竹本儀太夫　名代主　伏見屋佐兵衛
　　同居　源之助

右同断
一、豊竹恵知善　玉造岡山町　名代主　升屋五兵衛

舞太夫名代
一、兵太夫　同上清水町　名代主　綿屋三吉

右同断
一、金太夫　箱屋町捨皮屋吉兵衛　同居　名代主　柏木小雛

浄瑠理太夫名代
一、伊藤出羽　退転

右同断
一、治郎兵衛　退転

説経太夫名代
一、与七郎　退転

右同断
一、七太夫　退転

右同断
一、又太夫　退転

右同断
一、市太夫　退転

一、相撲矢倉弐ツ　退転

一、難波新地新芝居　難波新地弐丁目　弐ヶ所　淡路屋清七

但、
不繁昌ニ付不残中絶いたし芝居小家無之、右矢倉を当時外芝居中江貸渡有之候得共先前ゟ右矢倉を以興行仕来候芝居無之候。

一、難波新地能舞台　茨木町土井得敬同居　舞台主　生一龍之助

右ロ々者名代主致退転、又者矢倉主・名代主・舞台主斗り致連綿候得共、不繁昌ニ而小家無之、当時中絶同然ニ相成候ニ付、此後減切ニ申付候。

右之通相心得可申候。尤此後据置申付候分者

右躰ケ所品数相減候ニより、諸芝居木戸銭・
桟敷代其外場所貸賃等直増致間敷、銘々
働次第直段引下ケ可申候。
右之通被　仰渡、一同承知奉畏候。仍而御請証文
差上申所如件。

天保十三寅年五月　　新淡路町
亀屋伊兵衛
外五拾三人
連印

御奉行所

一、歌舞妓芝居八ケ所興行
一、能舞台弐ケ所興行
一、相撲矢倉弐ケ所興行
一、歌舞妓芝居拾壱ケ所退転
一、能舞台三ケ所退転
一、相撲矢倉弐ケ所退転
一、浄瑠理名代四ケ所不残退転
一、舞太夫名代四ケ所不残退転
一、説経太夫弐ケ所不残退転

都合三拾八ケ所之内
歌舞妓芝居八ケ所興行
能舞台弐ケ所興行
相撲矢倉弐ケ所興行
〆拾弐ケ所据置ニ成ル。
残弐拾六ケ所退転減切也。